

● **【公布された条例等のあらまし】**

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）**

- 一 徳島県警察関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。